

廃 第 3 9 6 号

令和4年6月20日

千葉県内建物所有者 各位

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

PCB使用安定器の有無の確認及び期限内処理について（お願い）

日頃、千葉県の環境行政に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

千葉県では、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理促進に向け、PCBを含有している変圧器、コンデンサー、安定器等やこれらが廃棄物となったもの（以下「PCB廃棄物等」という。）の把握のため、その保有に関する調査を進めてきました。

PCB使用安定器の保有に関する調査については、平成30年度から4か年に渡り実施し、調査票（「照明器具のPCB使用安定器に関する調査について（お願い）」）を送付しましたが、御回答いただけていないことから、このたび、改めて最終の御願いをさせていただくものです。

PCB使用安定器の保管・所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）に基づき、毎年、管轄自治体に保管及び処分の状況に関する届出が義務づけられているとともに、期限内に、使用中のものを含めて廃棄し処分を行わなければなりません。

千葉県内のPCB使用安定器は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）北海道PCB処理事業所において、処理が行われており、処分期間は令和5年3月31日までとなっています。

JESCOの操業には期限があり、PCB使用安定器は処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなることから、処分期間である令和4年度末までに確実にJESCOへの処分委託を終えていただく必要があります。

つきましては、今一度、該当するPCB使用安定器がないか御確認いただき、万が一発見された場合には8月7日までに下記の問い合わせ窓口に御報告いただく
とともに、早急に処分委託を完了していただくよう御願いたします。

なお、上記の処分期間を過ぎてPCB使用安定器を保管している場合には、PCB特別措置法に基づく改善命令の対象となり、これに従わない場合には3年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科されることがあります。

【お問い合わせ窓口】

○千葉県PCB特設事務局（千葉県業務委託先：アクリーグ株式会社 千葉支店）

(TEL) 0120-48-5681

※受付時間 毎日 8:30~17:15

土・日・祝日も休まず受付（但し、令和4年8月7日まで）



チーバくん

(FAX) 0120-99-9113 (24時間受付)

○千葉県環境生活部廃棄物指導課

(電話) 043-223-4344 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

(千葉県ホームページ) <https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/pcb/search.html>

[ホーム](#) > [環境・まちづくり](#) > [環境](#) > [ごみ・廃棄物・リサイクル](#) > [産業廃棄物](#)

> [PCB特別措置法関連情報](#) > [PCB廃棄物等の掘り起こし調査について](#) (お願い)



《本調査は 千葉県がアクリーグ株式会社 千葉支店に委託して実施しています》